

平成14年度行政監査（事業評価手法による。）実施計画

1 方針

平成14年度監査基本計画に基づき、監査を実施すべき事業を監査項目として選定し、事業評価手法による行政監査を実施することとする。

監査項目について、事業は費用対効果に配慮したものとなっているか、事業は所期の目的を達成しているか、事業は所期の成果をあげているかなどを主眼に、事業の計画から執行、評価までの全過程について、その有効性、効率性等を具体的に検証し評価するものとする。

2 監査項目及び監査対象局

- | | |
|-----------------------------------|---------|
| (1) 公文書館の管理運営について | 総務局 |
| (2) 大学と試験研究機関との連携について | 大学管理本部 |
| (3) 財産（土地・建物）の利活用について | 財務局 |
| (4) 「都民の文化環境の整備」事業への助成について | 生活文化局 |
| (5) ダイオキシン類対策について | 環境局 |
| (6) リフト付タクシー整備事業について | 福祉局 |
| (7) 重症心身障害児（者）対策事業について | 健康局 |
| (8) 都立技術専門校における訓練科目について | 産業労働局 |
| (9) 道路の維持管理（道路の清掃事業）について | 建設局、環境局 |
| (10) 都立学校校外教育施設（大島セミナーハウス）の運営について | 教育庁 |
| (11) 学校施設の整備について | 教育庁 |

3 監査期間

監査期間は平成14年9月5日（木）から同年11月20日（水）まで（講評を含む。）とし、監査対象局別の日程は別紙「平成14年度行政監査（事業評価手法による。）日程表」のとおりとする。

4 監査の通知並びに結果に関する報告及び公表

知事等関係機関に対する監査の通知は、本計画決定後速やかに行う。

監査の結果に関する報告及び公表は、講評終了後、速やかに行う。

5 事業別の主な観点

- (1) 公文書館の管理運営について

- ア 文書は目的に沿って適切に収集されているか。
 - イ 保存文書の管理は適切に行われているか。
 - ウ 施設管理は適切に行われているか。
- (2) 大学と試験研究機関との連携について
- ア 都立の大学と都立の試験研究機関との間で組織的な連携を進める執行体制が構築されているか。
 - イ 連携大学院協定の促進が計画的に行われているか。
 - ウ 都立の大学と試験研究機関における類似の研究は相互にその研究が活かされたものとなっているか。
- (3) 財産(土地・建物)の利活用について
- ア 方策・方針の内容は、適切なものとなっているか。
 - イ それぞれの方策・方針が、計画どおり実施されているか。
- (4) 「都民の文化環境の整備」事業への助成について
- ア 事業は計画等の方針に基づいて適切に実施されているか。
 - イ 事業は実態に即して必要な見直しが行われているか。
 - ウ 事業は、行政・都民・企業等の役割分担により適切に実施されているか。また、それらとの連携は十分図られているか。
- (5) ダイオキシン類対策について
- ア 排出ガス及び排水に適用される新基準について、既存の施設に対する現状把握及び指導は適切なものとなっているか。
 - イ 環境調査、常時監視の結果はどのように活かされているか。
- (6) リフト付タクシー整備事業について
- ア 都の計画数は需給予測等を考慮したうえで算定されたものであるか。
 - イ 事業の目的は達成されているか。
 - ウ 類似事業との整合性は図られているか。
- (7) 重症心身障害児(者)対策事業について
- ア 事業は重症心身障害児(者)のニーズに見合ったものとなっているか。
 - イ 在宅の重症心身障害児(者)に対する通所事業等の拡充は図られているか。
- (8) 都立技術専門校における訓練科目について
- ア 事業は所期の目的を達成しているか。
 - イ 事業は都民のニーズに見合った規模、内容となっているか。
- (9) 道路の維持管理(道路の清掃事業)について
- ア 道路清掃事業は、所期の目的を達成しているか。
 - イ 業務計画及び執行基準は適切か、費用対効果に配慮したものとなっているか。
 - ウ 道路清掃事業における執行体制は効率的なものとなっているか。

- (1 0) 都立学校校外教育施設(大島セミナーハウス)の運営について
- ア 施設は校外教育施設としての設置目的を果たしているか。
 - イ 施設の経営は費用対効果に配慮したものとなっているか。
- (1 1) 学校施設の整備について
- ア 事業計画及び進捗状況は適切か。
 - イ 教育環境の向上に十分配慮されているか。
 - ウ 防災性への配慮が十分か。

平成14年度行政監査（事業評価手法による。）日程表

(監 査 第 一 課)

月	日	曜				
9	1	日				
	2	月				
	3	火				
	4	水				
	5	木				
	6	金				
	7	土				
	8	日				
	9	月	生活文化局	産業労働局		
	10	火	"	"		
	11	水				
	12	木	生活文化局	産業労働局	総務局	財務局
	13	金				
	14	土				
	15	日				
	16	月				
	17	火	生活文化局	産業労働局	総務局	財務局
	18	水	"	"	"	"
	19	木	"	"	"	"
	20	金	"	"	"	"
	21	土				
	22	日				
	23	月				
	24	火	生活文化局	産業労働局	総務局	財務局
	25	水	"	"	"	"
	26	木	"	"	"	"
	27	金	"	"	"	"
	28	土				
	29	日				
	30	月			総務局	財務局
講 評		平成14年11月20日 生活文化局、産業労働局、総務局、財務局				

平成14年 9月

(監 査 第 二 課)

月	日	曜						
9	1	日						
	2	月						
	3	火						
	4	水						
	5	木						
	6	金						
	7	土						
	8	日						
	9	月	大学管理本部	環境局	福祉局	健康局	建設局・環境局	教育庁
	10	火	"	"	"	"	"	"
	11	水	"	"	"	"	"	"
	12	木	"	"	"	"	"	"
	13	金	"	"	"	"	"	"
	14	土						
	15	日						
	16	月						
	17	火	大学管理本部	環境局	福祉局	健康局	建設局・環境局	教育庁
	18	水	"	"	"	"	"	"
	19	木	"	"	"	"	"	"
	20	金	"	"	"	"	"	"
	21	土						
	22	日						
	23	月						
	24	火						
	25	水						
	26	木						
	27	金						
	28	土						
	29	日						
	30	月						
講 評		平成14年11月20日 大学管理本部、環境局、福祉局、健康局、建設局、教育庁						

平成14年 9月

(技 術 監 査 課)

月	日	曜	
9	1	日	
	2	月	
	3	火	
	4	水	
	5	木	教 育 庁
	6	金	"
	7	土	
	8	日	
	9	月	教 育 庁
	10	火	"
	11	水	"
	12	木	"
	13	金	"
	14	土	
	15	日	
	16	月	
	17	火	教 育 庁
	18	水	"
	19	木	
	20	金	
	21	土	
	22	日	
	23	月	
	24	火	
	25	水	
	26	木	
	27	金	
	28	土	
	29	日	
	30	月	
講 評		平成14年11月20日 教育庁	

平成14年 9月